

日本鋼管福山病院 医学生奨学金 募集要項

1. 制度の趣旨（必ずお読みください）

本奨学金制度は、将来、当院に医師として勤務する意思のある医学生を対象とした制度です。当院に就職する意思のない方、条件のみを利用する目的での申請は、本制度の趣旨に合致しませんのでご遠慮ください。

2. 対象者

次のすべてを満たす方を対象とします。

- ・医学部医学科に在学する3年次から6年次までの学生
- ・医師免許取得後、初期臨床研修修了後までに当院で勤務する意思を有する方
※ 初期臨床研修を当院以外の医療機関で行うことは可能です。
- ・他の医療機関等から、医師確保を目的とする同種の奨学金を受給していない方
- ・学業成績および素行が著しく不良でない方

3. 貸与内容

1) 貸与月額

- ・月額 100,000 円

2) 貸与期間

- ・医学部3年次～6年次在学中
- ・通算48か月を上限
- ・48か月に達した時点で貸与は終了します。

3) 利息

- ・無利息

4. 返還免除の考え方（重要）

1) 免除対象勤務月数の算定方法

返還免除に必要な勤務月数は、次の計算式で算定します。

免除対象勤務月数 = 奨学金貸与総額 ÷ 100,000 円

2) 勤務月数に算入される期間

次の期間は、免除対象勤務月数に算入されます。

- ・当院で医師として勤務した期間
- ・当院を基幹型とする初期臨床研修医として勤務した期間
（初期研修プログラムに含まれる外部医療機関での研修期間を含む）
※ 他院での初期研修期間は、免除には算入されません（返還猶予扱い）。

3) 返還義務が消滅する時点

免除対象勤務月数に達した月の末日をもって、奨学金の返還義務は消滅します。

5. 返還が必要となるケース

次のいずれかに該当した場合は、返還猶予終了後、直ちに奨学金を一括返還していただきます。

- ・医師免許を取得しなかった場合
- ・他院で初期臨床研修を行った後、当院に入職しなかった場合

- ・刑事事件に該当する行為等、医師としての適格性を著しく欠く重大な不祥事があった場合
- ※ 本制度は「他院で様子を見てから判断する」ための制度ではありません。

6. 返還の猶予

次の期間については、返還が猶予されます。

- ・医学部卒業後3年以内 に医師国家試験に合格するまでの期間
 - ・当院以外の医療機関で初期臨床研修を行っている期間
 - ・当院入職後、当院の事前承認を受けた医療機関（大学病院等）での専攻医研修期間
- ※ 猶予事由が終了した場合、追加の猶予は設けられず、直ちに返還義務が発生します。

7. 保証人

- ・保証人：1名（連帯保証人）
- ・保証人の責任には 極度額（上限額） が設定されます。
- ・無限定保証ではありません。

8. その他の注意事項

- ・返還は原則として一括返還です。
- ・貸与期間中に重大な不祥事があった場合は、貸与中止・即時返還となります。
- ・当院都合により初期研修医のマッチングが成立しなかった場合等は、返還対象とはなりません。

9. お問い合わせ先

日本鋼管福山病院 総務人事室（担当：森本、佐々木）

電 話：084-945-3106（病院代表）

メール：当院ホームページのメールフォームからお問い合わせください。

<https://recruit.nkfh.or.jp/contact/>



※メールフォームへの入力の際、まずは「採用・病院見学に関するお問い合わせ」のラジオボタンを選択してから進めてください。

<医学生奨学金制度FAQ>

Q1. この奨学金制度は誰のための制度ですか。

本制度は、将来、当院に医師として勤務する意思のある医学生を対象とした制度です。
当院に就職する意思のない方や、条件のみを利用する目的での申請は想定していません。

- Q 2. 貸与額と貸与期間はどのようになっていますか。
貸与額は月額10万円です。貸与期間は医学部3年次から6年次までで、通算48か月が上限です。利息はかかりません（無利息）。
- Q 3. 返還免除に必要な勤務期間はどのように決まりますか。
返還免除に必要な勤務月数は、奨学金の貸与総額を10万円で割って算定します。
例えば、48か月貸与を受けた場合（総額480万円）、48か月の勤務で返還義務が免除されます。
- Q 4. いつになれば返還しなくてよくなりますか。
当院での勤務月数が、免除対象勤務月数に達した月の末日をもって、奨学金の返還義務は消滅します。
- Q 5. 初期研修を他院で行うことはできますか。
可能です。ただし、他院での初期研修期間は返還免除には算入されず、返還猶予期間となります。
初期研修終了後、当院に入職しない場合は、猶予終了後に一括返還となります。
- Q 6. 専攻医研修で大学病院などに行く場合はどうなりますか。
当院に入職後、事前承認を受けた医療機関での専攻医研修期間は返還猶予となります。
この期間も免除には算入されませんが、直ちに返還を求められることはありません。
- Q 7. 返還が必要になるのはどのような場合ですか。
次の場合は、返還猶予終了後、直ちに一括返還となります。
・ 医師免許を取得しなかった場合
・ 他院で初期研修後、当院に入職しなかった場合
・ 刑事事件に該当する行為等、医師としての適格性を著しく欠く重大な不祥事があった場合
- Q 8. 医師国家試験に不合格になった場合はどうなりますか。
医学部卒業後3年以内であれば、合格するまで返還は猶予されます。
この期間中に追加の利息は発生しません。
- Q 9. 保証人は誰でもなれますか。親でもよいですか。
保証人は1名で、父または母でも差し支えありません。
保証人の責任には極度額（上限額）が設定されており、無限定保証ではありません。
- Q 10. 保証人は最大でいくら支払う可能性がありますか。
保証人の責任は、契約書に明記された極度額までです。
元金・延滞金等を含めた上限額があらかじめ定められています。
- Q 11. 軽微なトラブルでも返還対象になりますか。
なりません。返還対象となるのは、刑事事件に該当する行為等、医師としての適格性を著しく欠く重大な不祥事に限られます。
- Q 12. この制度を利用するにあたり、最も重要な点は何ですか。
本制度は、「将来、当院で医師として勤務すること」を前提にした制度です。
条件や金額だけで判断せず、制度の趣旨を理解したうえで申請してください。